

鋼船規則

規
則

B 編 船級検査

2017 年 第 1 回 一部改正

2017 年 6 月 1 日 規則 第 21 号

2017 年 1 月 30 日 技術委員会 審議

2017 年 2 月 20 日 理事会 承認

2017 年 5 月 9 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その1

1章 通則

1.4 検査の準備その他

1.4.4 を次のように改める。

1.4.4 検査の結果、修理を必要と認めたときの処置*

-1. 検査の結果、修理をする必要を認めたときは、検査員はその旨を検査申込者に通知する。検査申込者は、この通知を受けた場合には、必要な修理をしたうえで検査員の確認を受けなければならない。

-2. 許容衰耗量を超える衰耗に関連するいかなる損傷（座屈，溝食，脱落若しくは破損を含む）又は広範囲に及ぶ許容衰耗量を超える衰耗が船体構造，水密又は風雨密の健全性に影響を及ぼす場合又は及ぼすと考えられる場合，それらは早急かつ完全に修理されなければならない。ただし，修理のための適切な設備が無い場合であって，本会が適当と認めた場合，修理地までの一航海を認めることがある。この場合，航海のために，揚荷及び／又は仮修理を要求することがある。

-3. 検査の結果，健全性に影響を及ぼす恐れのある腐食又は構造上の不具合が認められた場合，出航までに是正措置を行わなければならない。

-4. 船体構造の損傷が，拡大する恐れのないものであって，健全性に影響を及ぼすことのないような局所的なもの（例えば，クロスデッキ部材の小破孔）である場合，検査員は，損傷個所の周囲の構造を確認した上で，水密又は風雨密の健全性を確保するための適切な仮修理を認めることがある。この場合，船級を維持するため，本修理を完了する期限を明示した指定事項を付す。

3章 年次検査

3.7 として次の1節を加える。

3.7 ばら積貨物船及び油タンカーの特別要件

3.7.1 一般

SOLAS条約第II-1章第3-10規則の適用を受けるばら積貨物船及び油タンカーの年次検査において、3.2及び3.3の規定によるほか、3.7に特に定める事項については、3.7の規定を適用する。

3.7.2 検査

検査員が必要と認める場合、船体コンストラクションファイルに記載される特別な注意が必要とされる箇所を考慮して、船体構造の検査を行う。

附 則（改正その1）

1. この規則は、2017年6月1日から施行する。

5章 定期検査

5.3 機関の定期検査

5.3.1 を次のように改める。

5.3.1 現状検査*

定期検査では、**3.3.1** に規定する機関全般についての現状検査を行うほか、**1.1.10-1**に掲げる確認運転及び表 B5.25 に掲げる検査を行う。また、**8.1.3** の規定による予防保全管理方式を採用する船舶にあっては、現状検査と共に、各監視パラメータの記録の調査を行い、当該対象装置の保守管理が適切に実施されていることを確認する。

9章 機関計画検査

9.1 機関計画検査

9.1.4 を次のように改める。

9.1.4 定期的な検査*

9.1.2 及び 9.1.3 に規定する検査に代えて、1.1.3 に規定する中間検査及び定期検査の時期に、次の(1)及び(2)に規定する検査とすることができる。また、これらの時期以外に手入れ等のため、船主が自主的に機関等について開放した場合は、必要に応じ検査を行う。この場合、1.1.6-6.を準用することができる。

- (1) 中間検査時には、表 B9.2 に掲げる検査を行い、良好な状態であることを確認する。また、各種二重装置を備える場合は、いずれか一方の検査にとどめて差し支えない。ただし、製造後 11 年未満の内燃機関にあつては、点検・整備記録、事情聴取等から判断して、検査員が差し支えないと認める場合には、表 B9.2 に掲げる検査に代えて効力試験（海上試運転）とすることができる。
- (2) 定期検査時には、表 B9.1 に掲げる検査を行い、良好な状態であることを確認する。ただし、同形の主機によって駆動されるプロペラ軸系 2 個以上を有する船舶の定期検査においては、登録検査又は前回の定期検査後定期検査に準じて検査を行った主機の部分については、当該検査の時期並びに機関の年齢、現状、製造中の登録検査を受けたものであるか否か等を考慮し、検査員が特に差し支えないと認める場合に限り、検査を省略することができる。また、製造後 11 年未満の内燃機関については、登録検査又は前回の定期検査後の中間検査、臨時検査で表 B9.1 又は表 B9.2 に掲げる検査に準じた検査が実施されており、検査の記録等から判断して、検査員が差し支えないと認める場合には、表 B9.1 に掲げる検査の一部又は全部を省略することができる。

附 則（改正その 2）

1. この規則は、2017 年 6 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。

1章 通則

1.3 定義

1.3.1 用語*

(1)を次のように改める。

本編で使用する用語は、次のように定める。なお、本編で特に定められていない用語については、他の各編に定めるところによる。

- (1) 「バラストタンク」とは、専ら清水又は海水バラストとして使用されるタンクをいう。なお、貨物兼バラストタンクにあつては、次の(a)及び(b)の要件を適用する。
 - (a) ~~内部検査の結果、~~著しい腐食が発見された場合には、バラストタンクとしての要件。
 - (b) 油タンカー及び危険化学品ばら積船では船の通常の運航中、貨物若しくはバラストを積載する当該タンクにあつては、バラストタンクとしての要件。なお、貨物タンクに**海洋汚染防止条約付属書 I 第 18 規則 3**に適合する付加バラストを積載する場合にあつては、貨物タンクとしての要件。

3章 年次検査

3.2 船体、艙装、消火設備及び備品の年次検査

3.2.3 効力試験*

年次検査では、表 B3.3 に掲げる設備及び装置について、効力試験を行う。

表 B3.3 を次のように改める。

表 B3.3 効力試験

試験項目	試験内容
1 風雨密倉口蓋	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表 B2.2 に掲げる射水試験（検査員が必要と認める場合） ・ 機械駆動式倉口蓋にあつては、任意に選択したものについて作動確認を行う。なお、作動確認には、油圧装置、電源装置、ワイヤー、チェーン及び連結装置の作動確認も含む。 ・ ばら積貨物船の機械駆動式倉口蓋にあつては、船首から $0.25L_f$ の範囲にあるもの及びそれ以外に少なくとも 1 組について作動確認を行う。ただし、定期検査間の 5 年において、いずれの倉口蓋も少なくとも 1 度は作動確認を行うこと。なお、作動確認には、油圧装置、電源装置、ワイヤー、チェーン及び連結装置の作動確認も含む。
2 水密隔壁水密戸並びに船楼端隔壁出入口及び乾玄甲板下の場所に通じる昇降口を保護する甲板室又は昇降口室の出入口の閉鎖装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作動確認並びに 表 B2.2 に掲げる射水試験又は同等の試験。ただし、検査員が差し支えないと認める場合は、省略することができる。
3 防火構造及び脱出設備に関連する各種装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作動確認
4 火災探知装置及び火災警報装置（手動警報装置を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作動確認（故障警報の確認を含む。）
5 消火ポンプ（非常用を含む。）、送水管、消火栓、消火ホース及びノズル等の射水消火装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 射水試験。機関区域の無人化設備を備える船舶にあつては、1 のポンプの遠隔始動試験又は自動始動試験
6 固定式甲板泡装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通水試験
7 排煙用通風装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作動確認
8 復原性計算機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2005 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われた船舶に、復原性資料を補うものとして備えられた復原性計算機については、計算機能の確認を行う。
9 水位検知警報装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作動試験。ただし、任意に選択したものについて行う。
10 排水設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作動試験
11 パウドア、内扉、サイドドア及びスタンドア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作動確認 ・ 射水試験（検査員が必要と認める場合）

4 章 中間検査

4.2 船体、艙装、消火設備及び備品の中間検査

4.2.3 効力試験*

中間検査では、表 B4.1 に掲げる設備及び装置について、効力試験を行う。

表 B4.1 を次のように改める。

表 B4.1 効力試験

試験項目	試験内容
1 表 B3.3 に掲げる設備又は装置(ただし、第 2 項を除く。)	・ 表 B3.3 中に定めるそれぞれの試験
2 水密隔壁水密戸並びに船楼端隔壁出入口及び乾舷甲板下の場所に通じる昇降口を保護する甲板室又は昇降口室の出入口の閉鎖装置	・ 作動確認 ・ 表 B2.2 に掲げる 射水試験又はこれと同等の試験。ただし、検査員が差し支えないと認める場合は、省略することができる。
3 排水、係船及び揚錨の装置	・ 作動確認。ただし、検査員が差し支えないと認める場合は、省略することができる。
4 固定式ドライケミカル粉末消火装置	・ 配管の通気試験 ・ モニタ及びホースラインの作動確認 ・ 遠隔操作装置及び付属装置自動弁の作動確認 ・ 起動用又は加圧用ガスの検量
5 水噴霧装置	・ 噴霧試験。噴霧量の確認は省略することができる。
6 炭酸ガス消火剤、ハロン消火剤、ドライケミカル粉末消火剤	・ 消火剤の検量
7 固定式炭酸ガス消火装置及び固定式ハロン消火装置	・ 配管の通気試験 ・ 警報装置の作動試験
8 固定式泡消火装置及び固定式高膨脹泡消火装置	・ 送水管の通水試験
9 固定式加圧水噴霧装置	・ 噴霧試験 ・ 加圧水ポンプの作動試験
10 自動スプリンクラ装置	・ スプリンクラ用探知器を作動させたうえで放水警報、スプリンクラポンプの作動確認
11 固定式局所消火装置	・ 配管の通気試験 ・ 警報装置の作動試験 ・ 給水ポンプ及び起動弁の作動試験
12 貨物区域の消防及び防火に係る各種開口の閉鎖装置	・ 作動確認
ばら積貨物船に対する追加要件	
13 機械駆動式倉口蓋	・ 船首から $0.25L_f$ の範囲にあるもの及びそれ以外に少なくとも 1 組について作動確認。ただし、定期検査間の 5 年において、いずれの倉口蓋も少なくとも 1 度は作動確認を行う。 ・ 建造後 10 年を超える船舶では、全てについて作動確認
14 風雨密倉口蓋	・ 建造後 10 年を超える船舶では、全てについて 表 B2.2 に掲げる 射水試験又はこれと同等の試験
15 水位検知警報装置	・ 建造後 10 年を超える船舶では、全てについて作動試験

5章 定期検査

5.2 船体、艙装、消火設備及び備品の定期検査

5.2.3 効力試験*

-2.を次のように改める。

- 2. 前-1.によるほか、次の(1)から(10)の効力試験及び作動試験を行う。
- (1) すべての機械駆動式倉口蓋について作動試験。なお、作動試験には、油圧装置、電源装置、ワイヤー、チェーン及び連結装置の作動試験も含む。
- (2) すべての風雨密倉口蓋について~~表 B2.2 に掲げる~~射水試験又はこれと同等の試験
- (3) すべてのビルジ管装置及びバラスト管装置について効力試験及び作動試験
- (4) すべてのバウドア、内扉、サイドドア及びスタンドアについて、射水試験又はこれと同等の試験
- (5) 水密隔壁水密戸並びに船楼端隔壁出入口及び乾舷甲板下の場所に通じる昇降口を保護する甲板室又は昇降口室の出入口の閉鎖装置について、~~表 B2.2 に掲げる~~射水試験又はこれと同等の試験
- (6) 油タンカー及び危険化学品ばら積船にあつては、すべての貨物タンク、すべてのバラストタンク及びこれらに隣接するすべてのタンク及び区画（ポンプ室、パイプトンネル、コファダム及び空所等）内並びに暴露した甲板上の貨物管装置及びバラスト管装置について効力試験及び作動試験
- (7) 液化ガスばら積船の定期検査にあつては、すべてのバラストタンク及び貨物タンクに隣接するすべてのタンク及び区画（ポンプ室、貨物圧縮機室、コファダム、パイプトンネル及び空所）内並びに暴露した甲板上の貨物管装置及びバラスト管装置について効力試験及び作動試験
- (8) ばら積貨物船及び総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船にあつては、すべての貨物倉、すべてのバラストタンク及び貨物倉に隣接するすべてのタンク及び区画（パイプトンネル、コファダム及び空所等）内の各種管装置並びに暴露した甲板上の各種管装置について効力試験及び作動試験
- (9) すべての水位検知警報装置について、4.2.3 の表 B4.1 第 1 項でいう作動試験
- (10) 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶にあつては、乗降設備について効力試験

5.2.4 区画及びタンクの内部検査*

-4.から-6.を削る。

-1. 定期検査では、次の(1)から(7)に特に注意して、当該区画及びタンクの構造及び各種配管等の艤装品の現状を詳細に検査する。

- (1) 原木, 塩, 石炭, 硫化鉍等の鋼材の腐食を促進させる貨物を積載した貨物倉の構造, 配管, 倉口蓋等の腐食の進み易い部分
- (2) ボイラの下部や加熱等により高温に曝される部材等の腐食の進み易い部分
- (3) 倉口等の甲板開口のすみ部の甲板, 丸窓の部分の外板等の構造の不連続部
- (4) 塗装又は防食措置が施されているタンクにあっては, 塗装又は防食措置の状態
- (5) 各測深管の下部で, 測深棒の衝撃を受ける箇所に取り付けられた鋼板の状態
- (6) セメント, 被覆材の施された部分では, その付着状態
- (7) 類似船又は類似構造に損傷の発生した部分

-2. 定期検査では、-1.に留意して、表 B5.1 に掲げる区画及びタンクの内部検査を行う。

-3. タンカー及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）の定期検査では、-1.及び-2.によるほか、各定期検査時に表 B5.2 に掲げる区画及びタンクについて内部検査を行う。また、以前の検査において疑わしい箇所と指定された箇所が有る場合には、当該箇所の検査を行う。ただし、バラストタンクの塗装状態の判定は、本会の定める塗装判定基準による。なお、構造部材にステンレス鋼が使用されている危険化学品ばら積船であつて、本会が適当と認める場合は、本規定の適用を参酌することがある。

~~4. 液化ガスばら積船の定期検査では、-1.及び-2.によるほか、各定期検査時に表 B5.2 に掲げる区画及びタンクについて内部検査を行う。~~

~~5. ばら積貨物船の定期検査では、-1.及び-2.によるほか、各定期検査時に表 B5.3 に掲げる区画及びタンクについて内部検査を行う。また、以前の検査において疑わしい箇所と指定された箇所が有る場合には、当該箇所の検査を行う。~~

~~6. 総トン数が500トン以上の一般乾貨物船の定期検査では、-1.及び-2.によるほか、各定期検査時に表 B5.4 に掲げる区画及びタンクについて内部検査を行う。~~

表 B5.1 を次のように改める。

表 B5.1 区画及びタンクの内部検査

定期検査の種類	検査項目	備考
建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	<ul style="list-style-type: none"> ・貨物倉 ・コフアダム ・バラストタンク ・貨物タンク (タンカー、液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船の貨物タンクを除く。) ・船首尾タンク ・船首尾タンク以外の燃料油タンク、潤滑油タンク及び清水タンク ・機関室等その他の区画 	<ul style="list-style-type: none"> ・船首尾タンク以外の燃料油タンク、潤滑油タンク及び清水タンクについては、外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には内部検査を省略することができる。 ・バラストタンクの内部検査の結果、二重底を除き、塗装の状態が不良であり、かつ、塗装補修されていない又は建造当時より塗装が省略されているバラストタンクでは、内部検査を毎年行う。二重底の同様なタンクについては、検査員が必要と認める場合に、内部検査を毎年行う。 ・冷蔵のために防熱装置を施した貨物倉については、ビルジ水道覆板及び盖板を取り外して内部の状態を確認する。また、代表的な箇所について防熱装置を取り外して検査を行う。検査の範囲は防食措置の有効性を確認するとともに視認できる構造欠陥がないことを確認する程度にとどめて差し支えない。その際、塗装の状態が不良と判定された場合は、検査員が必要と認める追加の箇所の検査を行う。
建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回定期検査時の検査対象区画及びタンク ・清水タンク ・貨物エリア内 (タンカー以外の船舶にあっては、貨物積載区域内) の燃料油タンク 	<ul style="list-style-type: none"> ・外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合、清水タンク及び燃料油タンクについては、それぞれ 1 個を任意に選定して内部検査を行うこととして差し支えない。ただし、船首尾タンクについては内部検査を行う。 ・船首尾タンク以外の潤滑油タンクについては、外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には内部検査を省略することができる。
建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 回定期検査時の検査対象区画及びタンク ・燃料油タンク 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料油タンクについては以下によること。 (1) 貨物エリア内 (タンカー以外の船舶にあっては、貨物積載区域内) の燃料油タンクについては、外部検査を行い検査員が現状良好と認める場合、2 個を任意に選定して内部検査を行うこととして差し支えない。ただし、深油タンクがある場合、1 個以上の深油タンクを含めること。 (2) 上記以外の燃料油タンクについては、外部検査を行い検査員が現状良好と認める場合、機関室内の 1 個を任意に選定して内部検査を行うこととして差し支えない。ただし、船首尾タンクについては、内部検査を行う。 ・船首尾タンク以外の潤滑油タンクについては、外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には内部検査を省略することができる。
建造後 15 年を超える船舶に対する定期検査 (第 4 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 回定期検査時の検査対象区画及びタンク ・潤滑油タンク 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料油タンクについては以下によること。 (1) 貨物エリア内 (タンカー以外の船舶にあっては、貨物積載区域内) の燃料油タンクについては、外部検査を行い検査員が現状良好と認める場合、これらのタンクの半数 (ただし、いかなる場合も 2 個以上とする) を任意に選定して内部検査を行うこととして差し支えない。ただし、深油タンクがある場合、1 個以上

		<p>の深油タンクを含めること。</p> <p>(2)上記以外の燃料油タンクについては、外部検査を行い検査員が現状良好と認める場合、機関室内の1個を任意に選定して内部検査を行うこととして差し支えない。ただし、船首尾タンクについては、内部検査を行う。</p> <p>潤滑油タンクでは、外部検査を行い検査員が現状良好と認める場合、1個を任意に選定して内部検査を行うこととして差し支えない。ただし、船首尾タンクについては、内部検査を行う。</p>
--	--	---

定期検査の種類	検査項目
建造後5年以下の船舶に対する定期検査 (第1回定期検査)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>すべての区画及びタンク（液化ガスばら積船の貨物タンクを除く。）</u> <u>ただし、船首尾タンク以外の燃料油タンク、潤滑油タンク及び清水タンクについては、外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には内部検査を省略することができる。</u>
建造後5年を超え10年以下の船舶に対する定期検査 (第2回定期検査)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>すべての区画及びタンク（液化ガスばら積船の貨物タンクを除く。）</u> <u>ただし、船首尾タンク以外の燃料油タンク、潤滑油タンク及び清水タンクについては、外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には内部検査を省略することができる。この場合、以下に規定するタンクについては、少なくとも以下に定められた個数を任意に選択して内部検査を行わなければならない。</u> <ol style="list-style-type: none"> (1) 貨物積載区域内（タンカーにあつては、貨物エリア内）の燃料油タンク：1個 (2) 貨物積載区域内（タンカーにあつては、貨物エリア内）に燃料油タンクが無い場合、機関室外の燃料油タンク（ある場合）：1個 (3) 清水タンク：1個
建造後10年を超え15年以下の船舶に対する定期検査 (第3回定期検査)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>すべての区画及びタンク（液化ガスばら積船の貨物タンクを除く。）</u> <u>ただし、船首尾タンク以外の燃料油タンク及び潤滑油タンクについては、外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には内部検査を省略することができる。この場合、以下に規定するタンクについては、少なくとも以下に定められた個数を任意に選択して内部検査を行わなければならない。</u> <ol style="list-style-type: none"> (1) 機関室内の燃料油タンク：1個 (2) 貨物積載区域内（タンカーにあつては、貨物エリア内）の燃料油タンク：2個 （深油タンクがある場合、1個以上の深油タンクを含めること。） (3) 貨物積載区域内（タンカーにあつては、貨物エリア内）に燃料油タンクが無い場合、機関室外の燃料油タンク（ある場合）：1個
建造後15年を超える船舶に対する定期検査 (第4回定期検査及びそれ以降の定期検査)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>すべての区画及びタンク（液化ガスばら積船の貨物タンクを除く。）</u> <u>ただし、船首尾タンク以外の燃料油タンク及び潤滑油タンクについては、外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には内部検査を省略することができる。この場合、以下に規定するタンクについては、少なくとも以下に定められた個数を任意に選択して内部検査を行わなければならない。</u> <ol style="list-style-type: none"> (1) 機関室内の燃料油タンク：1個 (2) 貨物積載区域内（タンカーにあつては、貨物エリア内）の燃料油タンク：半数 （ただし、いかなる場合も2個以上とする。また、深油タンクがある場合、1個以上の深油タンクを含めること。） (3) 貨物積載区域内（タンカーにあつては、貨物エリア内）に燃料油タンクが無い場合、機関室外の燃料油タンク（ある場合）：2個 (4) 潤滑油タンク：1個

(備考)

- ・ バラストタンクの内部検査の結果、二重底を除き、塗装の状態が不良であり、かつ、塗装補修されていない又は建造当時より塗装が省略されているバラストタンクでは、内部検査を毎年行う。二重底の同様なタンクについては、検査員が必要と認める場合に、内部検査を毎年行う。
- ・ 冷蔵のために防熱装置を施した貨物倉については、ビルジ水道覆板及び蓋板を取り外して内部の状態を確認する。また、代表的な箇所について防熱装置を取り外して検査を行う。検査の範囲は防食措置の有効性を確認するとともに視認できる構造欠陥がないことを確認する程度にとどめて差し支えない。その際、塗装の状態が不良と判定された場合は、検査員が必要と認める追加の箇所の検査を行う。
- ・ 従前バラストタンクとして使用されていた区画を空所に用途変更している場合、当該区画は、バラストタンクの要件に準じた検査を行う。

表 B5.2 を次のように改める。

表 B5.2 タンカー~~、及び危険化学品ばら積船及び液化ガスばら積船~~に対する内部検査の追加要件

定期検査	検査項目	備考
すべての定期検査	1 すべての貨物タンク (液化ガスばら積み船を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> 油タンカーでは、バラスト兼貨物油タンクが配置されている場合、バラスト積載履歴及び防食措置の程度を考慮の上、当該バラスト兼貨物油タンクを特に注意して検査する。 油タンカーでは、貨物油タンク底板の内側のピッチングの状況に特に注意して検査する。 油タンカーでは、貨物油タンク内の貨物油吸引管のベルマウスを外し、その付近のタンク底板及び隔壁を検査する。
	2 すべてのバラストタンク及びポンプ室及び貨物タンクに隣接するすべてのタンク及び区画 (ポンプ室、貨物圧縮機室、コフダム、パイプトンネル及び空所)	<p>タンカー及び危険化学品ばら積船：</p> <ul style="list-style-type: none"> 次の(a)から(c)に該当するバラストタンクは内部検査を毎年行う。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 塗装の状態が優良でなく、かつ塗装補修されていないバラストタンク (b) 建造当時より塗装が省略されているバラストタンク（他の同じ様式及びソフト塗装のバラストタンクを含む。） (c) 著しい腐食が認められたバラストタンク ポンプ室ではポンプ類の据付け、軸封部、隔壁の各種貫通部及び通風装置の状態を注意して検査する。 <p>液化ガスばら積船：</p> <ul style="list-style-type: none"> 二重底部を除き、塗装の状態が不良であり、かつ、塗装補修されていない又は建造当時より塗装が省略されているバラストタンクでは、内部検査を毎年行う。二重底の同様な区画については、検査員が必要と認める場合は、内部検査を毎年行う。 従前バラストタンクとして使用されていた区画を空所に用途変更している場合、当該区画は、バラストタンクの要件に準じた検査を行う。

表 B5.3 を削除する。

表 B5.3 ~~ばら積貨物船に対する内部検査の追加要件 (削除)~~

定期検査	検査対象区画、タンク等	備考
すべての定期検査	1 すべてのバラストタンク及び貨物倉に隣接するすべてのタンク及び区画 (パイプトンネル、コフダム及び空所)	<ul style="list-style-type: none"> 二重底部を除き、塗装の状態が不良であり、かつ、塗装補修されていない又は建造当時より塗装が省略されているバラストタンクでは、内部検査を毎年行う。二重底の同様な区画については、検査員が必要と認める場合は、内部検査を毎年行う。 従前バラストタンクとして使用されていた区画を空所に用途変更している場合、当該区画は、バラストタンクの要件に準じた検査を行う。

表 B5.4 を削除する。

表 B5.4 ~~総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船に対する内部検査の追加要件 (削除)~~

定期検査	検査対象区画、タンク等	備考
すべての定期検査	1 すべての貨物倉 2 すべてのバラストタンク及び貨物倉に隣接するすべてのタンク及び区画 (パイプトンネル、コファダム及び空所)	二重底部を除き、塗装の状態が不良であり、かつ、塗装補修されていない又は建造当時より塗装が省略されているバラストタンクでは、内部検査を毎年行う。二重底の同様な区画については、検査員が必要と認める場合は、内部検査を毎年行う。 従前バラストタンクとして使用されていた区画を空所に用途変更している場合、当該区画は、バラストタンクの要件に準じた検査を行う。

表 B5.6-1 の備考を次のように改める。

表 B5.6-1 ばら積貨物船 (鉱石運搬船を除く。) の精密検査の対象部材

定期検査	対象部材
二重船側構造ばら積貨物船以外のばら積貨物船に対する要件 ^{*1}	
建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	<ol style="list-style-type: none"> 船首部貨物倉において、倉内の前後部及び中央部の両舷から適当な数 (合計が少なくとも当該貨物倉の 1/4) の倉内肋骨全体及び残りの貨物倉の任意に選定された倉内肋骨全体 (A) 貨物倉内の任意に選定された 2 個の横隔壁 (防撓部材を含む) (C) 各種のバラストタンク (トップサイドタンク又はビルジホップタンク) のそれぞれ 2 個の代表的なタンク内の各 1 個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材 (関連板部材及び縦通肋骨を含む) (B) 貨物倉内の空気管及び測深管の内底板直上の部分 すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材
建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	<ol style="list-style-type: none"> 船首部貨物倉内の端部肘板及び該部の船側外板を含むすべての倉内肋骨全体及び残りの貨物倉において、各倉内の前後部及び中央部の両舷から適当な数 (100,000DWT 未満の船舶においては、合計が少なくとも当該貨物倉の 1/4, 100,000DWT 以上の船舶においては、合計が少なくとも当該貨物倉の 1/2 の数) の倉内肋骨全体 (端部肘板及び該部の船側外板を含む) (A) すべての貨物倉内の横隔壁 (防撓部材を含む。) (C) 各バラストタンク内の 1 個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材 (関連の板部材及び縦通肋骨を含む。) (B) 1 個のバラストタンクにおける前後両端の横隔壁 (防撓部材を含む。) (B) 甲板口側線内における甲板のすべての板及び甲板下構造部材 貨物倉内の管装置全体。検査員が必要と認める場合には気密試験を行うこと。 すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材
建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査)	<ol style="list-style-type: none"> 船首部貨物倉及びその他の任意に選定された 1 個の貨物倉内の端部肘板及び該部の船側外板を含むすべての倉内肋骨全体及び残りの貨物倉において、各倉内の前後部及び中央部の両舷から適当な数 (合計が少なくとも当該貨物倉の 1/2 の数) の倉内肋骨全体 (端部肘板及び該部の船側外板を含む) (A) すべての貨物倉内の横隔壁 (防撓部材を含む。) (C) 各バラストタンク内のすべてのトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材 (関連の板部材及び縦通肋骨を含む。), 並びにすべての横隔壁 (防撓部材を含む) (B) 第 2 回定期検査の 5. から 7. の要件に同じ
建造後 15 年を超える船舶に対する定期検査 (第 4 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	<ol style="list-style-type: none"> すべての貨物倉内の端部肘板及び該部の船側外板を含むすべての倉内肋骨全体 (A) 第 3 回定期検査の 2. から 4. の要件に同じ

二重船側構造ばら積貨物船（鉱石運搬船を除く。）に対する要件	
建造後 5 年以下の船舶 に対する定期検査 （第 1 回定期検査）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 貨物倉内の任意に選定された 2 個の横隔壁（防撓部材を含む。）(C) 2. 各種のバラスタングのそれぞれ 2 個の代表的なタンク（最も船首よりのトップサイドタンク及び船側タンクを各 1 個以上含むこと）内の各 1 個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材（関連板部材及び縦通肋骨を含む。）(B) 3. 貨物倉内の空気管及び測深管の内底板直上の部分 4. すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材
建造後 5 年を超え 10 年 以下の船舶に対する定期検査 （第 2 回定期検査）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各貨物倉内の 1 個の横隔壁（防撓部材を含む。）(C) 2. すべてのバラスタング内の 1 個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材（関連の板部材及び縦通肋骨を含む。）(B) 3. 1 個の横断面における片舷のトップサイドタンク、ビルジホップタンク及び船側タンク内の前後両端の横隔壁（防撓部材を含む。）(B) 4. 最も船首よりの両舷の船側バラスタングにおいて、各タンクの前後部及び中央部の船側外板及び縦通隔壁に付く適当数（合計が少なくとも当該タンクにおける総数の 1/4 程度の数）の防撓材（縦式構造の場合は縦通肋骨、横式構造の場合は横肋骨材）(A) 5. 甲板口側線内における甲板のすべての板及び甲板下構造部材 6. 貨物倉内の管装置全体。検査員が必要と認める場合には気密試験を行うこと。 7. すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材
建造後 10 年を超え 15 年 以下の船舶に対する定期検査 （第 3 回定期検査）	<ol style="list-style-type: none"> 1. すべての貨物倉内の横隔壁（防撓部材を含む。）(C) 2. 各バラスタング内のすべてのトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材（関連の板部材及び縦通肋骨を含む）、並びにすべての横隔壁（防撓部材を含む。）(B) 3. すべての船側バラスタングにおいて、各タンクの前後部及び中央部の船側外板及び縦通隔壁に付く適当数（合計が少なくとも当該タンクにおける総数の 1/4 の数）の防撓材（縦式構造の場合は縦通肋骨、横式構造の場合は横肋骨材）(A) 4. 第 2 回定期検査の 5. から 7. の要件に同じ
建造後 15 年を超える船舶 に対する定期検査 （第 4 回定期検査及び それ以降の定期検査）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各船側バラスタングにおけるすべての船側及び縦通隔壁に付く防撓材（縦式構造の場合は縦通肋骨、横式構造の場合は横肋骨材）(A) 2. 第 3 回定期検査の 1., 2. 及び 4. の要件に同じ

(備考)

- (1) 二重船側構造ばら積貨物船の船側タンクは、トップサイドタンク又はビルジホップタンクに連結されていても、単独のタンクとして扱うこと。
- (2) 表中の(A)から(C)の記号は次のような意味を持つ。
 - (A): 貨物倉の倉内肋骨又は船側タンク内の船側及び縦通隔壁に付く防撓材（縦式構造の場合は縦通肋骨、横式構造の場合は横肋骨材）
 - (B): トップサイドタンク、ビルジホップタンク、船側タンク、二重底タンク及び船首尾タンク内のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材並びに水密横隔壁（関連構造部材を含む。）
 - (C): 上部又は下部スツールを備える場合は当該スツール斜板及びその内部構造材を含む。
- (3) 貨物倉内の横隔壁に対する精密検査は、少なくとも次の(i)から(iv)の箇所について行うこと。
 - (i) 下部スツールのない船舶にあつては、内底板との取り付け部の近傍並びにガセットプレート（設けられている場合）及びシェダープレートの上部近傍
 - (ii) 下部スツールを有する船舶にあつては、下部スツール頂板の上下部近傍及びシェダープレートの上部近傍
 - (iii) 隔壁の中央部付近
 - (iv) 甲板との取り付け部の近傍及びトップサイドタンクとの取り付け部の近傍並びに上部スツールを有する船舶にあつては、上部スツール底板の下部近傍

*1: 単船側構造の貨物倉及び二重船側構造の貨物倉が混在する場合、二重船側構造の貨物倉及び船側タンクについては、二重船側構造ばら積貨物船に対する要件を適用する。

6章 船底検査

6.1 船底検査

6.1.1 上架した検査*

船底検査では，船舶を入渠又は上架し十分な高さの架台の上に置き，船体外部を清掃した上，表 B6.1 に掲げる検査を行う。

表 B6.1 を次のように改める。

表 B6.1 船底検査の項目

検査項目	備考
1 竜骨を含む外板，船首材及び船尾材	<ul style="list-style-type: none"> 腐食を生じやすい箇所，構造の不連続部及び外板の開口部は特に注意して検査する。この際，外板の開口部に取り付けられた格子板を取り外さなければならない。ただし，検査員が差し支えないと認める場合は，格子板の取り外しを省略することができる。
2 舵	<ul style="list-style-type: none"> 持ち上げ又は取り外して，舵板，ピントル，ストック，カップリング及び船尾材の現状検査を行なう。検査員が必要と認めた場合は舵について表 B2.2に掲げる圧力試験を要求することがある。ただし，各軸受部の間隙計測等により，検査員が現状良好と認める場合は，持ち上げ又は取り外しを省略して差し支えない。
3 乾舷甲板下の排水管，その他の排出管及び海水吸入管（ディスタンスピースを含む。）並びに外板，シーチェスト又は外板付ディスタンスピースに取り付けられた弁及びコック並びにサイドスラスト	<ul style="list-style-type: none"> 弁及びコックは，要部を開放して検査し，これらを取り付けるボルト又はスタッドを検査する。ただし，前回の船底検査時にそれらの弁及びコックの開放検査が行われ，検査員が差し支えないと認める場合は，弁及びコックの要部の開放を省略することができる。 サイドスラストは外観を検査し，船殻構造に影響を及ぼす損傷が無いことを確認する。
4 船尾管後端又は張出し軸受の軸受部	<ul style="list-style-type: none"> プロペラ軸及び船尾管軸との間隙又は軸降下量を計測する。
5 船尾管シール装置及び張出し軸受シール装置	<ul style="list-style-type: none"> 油潤滑式又は清水潤滑式の場合，効力を確認する。
6 プロペラ	<ul style="list-style-type: none"> 可変ピッチプロペラの場合は，変節機構を作動状態で検査する。
7 アンカー，アンカーチェーン，索，ホーズパイプ，チェーンロッカー及びチェーン係止装置	<ul style="list-style-type: none"> 定期検査に行う船底検査では，アンカー及び索を適当な場所に整備し，アンカーチェーンは適当に整列して，すべてのチェーン及びチェーン用部品が揃っていることを確認するとともに外観を検査する。第2回定期検査以降の定期検査では，アンカーチェーンの径を計測し，アンカーチェーン各連においてリンクの最も衰耗している部分の平均直径が，規則 C 編 27.1.1 による要求直径の 12%以上減少している場合には，当該連を取り替えるなければならない。
8 船体の区画及びタンク	<ul style="list-style-type: none"> 該当する内部検査，精密検査及び板厚計測（事前に実施されていない場合） <ul style="list-style-type: none"> (i) 定期検査の時期に行う船底検査又は 4.1.1-2 の規定により行われる上架した船底検査の場合，少なくとも貨物倉／貨物タンク及びバラスタタンの軽荷状態における喫水線より下方にある部分について必ず行わなければならない。 (ii) 1.1.6-6 に示す時期に行う船底検査の場合，実行可能な限り行わなければならない。
9 水中検査のための設備等	<ul style="list-style-type: none"> 6.1.2 の規定により水中検査実施が承認されている船舶にあっては，入渠又は上架して行う船底検査において，6.1.2-3 に掲げる事項が適切な状態に保持されていることを確認する。

附 則（改正その3）

1. この規則は、2017年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 前 2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この規則による規定を施行日前に申込みのあった検査に適用することができる。

2章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.6 船上に保持すべき図面等*

-1.(2)を次のように改める。

-1. 製造中登録検査の完了に際しては、次に掲げる図面等のうち該当するものについて、完成図が船舶に備えられていることを確認する。

(2) その他の手引書等

(a)から(r)は省略

(s) 電圧総合波形ひずみ率計算書 (H編 1.1.6)

(t) 高調波フィルタ運用手引書 (H編 1.1.6)

2.3 海上試運転及び復原性試験

2.3.1 海上試運転*

-1.を次のように改める。

-1. すべての船舶の登録検査では、満載状態で、かつ、穏やかな海象・気象状態及び十分深い海域で、原則として次の(1)から(12)に示す試験を行う。ただし、満載状態で海上試運転を行うことが困難な船舶にあっては、他の適当な喫水状態で行って差し支えないが、(11)に示す船内騒音計測にあっては、満載状態又はバラスト状態で行う。

(1) 速力試験

(2) 後進試験

(3) 操舵試験及び主操舵装置から予備操舵装置への切換え試験

(4) 旋回試験。ただし、姉妹船の旋回試験の成績により十分な資料が得られる場合は、特に本会が承認したときは、各船舶毎の旋回試験を省略することができる。

(5) 機関の作動状態、その運転中における船舶の状態について異常のないことの確認

(6) ウィンドラスの効力試験

(7) 主機、可変ピッチプロペラ、ボイラ及び発電装置の自動制御及び遠隔制御を行うための装置の作動試験

(8) ボイラの蓄気試験

(9) 推進軸系のねじり振動計測

(10) 固定式火災探知警報装置の音圧レベル計測

(11) 船内騒音計測

(12) 電圧総合波形ひずみ率計算書の確認及び高調波フィルタ運用手引書の有効性の確認

(13) その他本会が必要と認める試験

附 則 (改正その 4)

1. この規則は、2017年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われ、かつ、施行日以降に高調波フィルタが新たに搭載されない船舶にあつては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文 (正)

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあつては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があつた場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。

7章 ボイラ検査

7.1 ボイラ検査

表 B7.1 を次のように改める。

表 B7.1 ボイラ検査の項目

検査項目	備考
1 ボイラ内部	・マンホール、掃除穴及び検査穴の蓋を取り外して検査する。また、検査員が必要と認める場合は、その指示する部分の外衣を取り外して検査する。 ^(注2)
2 過熱器、節炭器及び排ガスエコノマイザ	・内外部を検査する。また、煙管式排ガスエコノマイザにあつては、全ての接近できる溶接継手部について目視検査を行う。また、検査員が必要と認める場合は当該溶接継手部の非破壊試験を行う。 ^(注2)
3 ボイラ及び熱媒油加熱器 ^(注1) の煙室内部等	・火炉、燃焼室及び煙室の扉を開き内部を検査する。 ^(注2)
4 ボイラに属する弁及びコックの要部	・開放して検査し、また、これらをボイラに取り付けるボルト又はスタッドを検査する。
5 ボイラ板の厚さ、支柱の径並びに管及び熱媒油加熱管 ^(注1) の厚さ	・検査員が必要と認める場合は、実測を行う。
6 ボイラ、過熱器及び熱媒油加熱器 ^(注1) の安全弁等	・開放検査後、制限圧力の3%を超えない範囲内での作動状態の調整を行う。なお、安全弁の調整用に使用される圧力計については、適切に校正されていることを確認する。また、揚弁装置の作動試験を行う。ただし、停泊時に圧力を上昇させることができない排ガスエコノマイザの逃し弁にあつては、航海中に機関長が適切な調整を行い、検査員の確認のために結果をログブックに記録することで差し支えない。 熱媒油加熱器にあつては、逃し管の現状を検査する。安全弁を備える熱媒油加熱器 ^(注1) に対しては安全弁の吹き出し圧力を確認する。
7 安全装置、警報装置及び自動燃焼装置	・上記検査終了後、 D編9章 の規定に従い、各装置が有効に作動することを確認する。
8 ログブックの記録の確認	・前回の検査以降の次の記録について確認する。 (1) 運転状態 (2) 保守状況 (3) 修理の履歴 (4) 給水又は熱媒油の管理状態

(注)

1 火災、燃焼ガス又は機関の排ガスによって加熱される熱媒油加熱器について適用する。

2 内部空間の制限（小型のボイラ及び又は狭い内部空間）により目視検査が実施できない場合、当該検査を本会が適当と認める水圧試験又はその他の確認方法とすることができる。

附 則（改正その5）

1. この規則は、2017年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。

鋼船規則検査要領

B 編 船級検査

要
領

2017 年 第 1 回 一部改正

2017 年 6 月 1 日 達 第 20 号
2017 年 1 月 30 日 技術委員会 審議

2017年6月1日 達 第20号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その1

B2 登録検査

B2.1 製造中登録検査

B2.1.6 船上に保持すべき図面等

-4.及び-5.を-5.及び-6.に改め、-4.として次の1項を加える。

-4. 規則 B 編 2.1.6-3.にいう「本会が相当と認めた陸上アーカイブ」とは、MSC 96/INF.9 に記載された “The SCF Interim Industry Standard”に従って運営される陸上アーカイブのことをいう。

B3 年次検査

B3.3 機関の年次検査

B3.3.2 を次のように改める。

B3.3.2 効力試験

-1. 規則 B 編表 B3.7 第7項(a)及び(b)に定める装置の効力試験は、現状検査の結果、検査員が差し支えないと認めた場合は省略することができる。

-2. 規則 B 編表 B3.8 第6項の適用上、タンカーにあっては、規則 R 編 4.5.7(1)に規定する可燃性蒸気及び酸素の濃度を測定するための可搬式計測器（予備を含む。）及びその校正のための装置の現状検査を行い、現状良好であることを確認すること。

-3. 規則 B 編表 B3.8 第6項の適用上、タンカーにあっては、規則 R 編 4.5.7(2)に規定する二重船殻区画及び二重底区画におけるガス計測装置（固定式ガス採取管を備える場合には、当該管を含む。）の現状検査を行い、現状良好であることを確認すること。

-4. 規則 B 編表 B3.8 第6項の適用上、タンカーにあっては、規則 R 編 4.5.7(3)に規定する固定式炭化水素ガス検知装置の現状検査も行き、現状良好であることを確認すること。

附 則（改正その1）

1. この達は、2017年6月1日から施行する。

B9 機関計画検査

B9.1 機関計画検査

B9.1.4 として次の1条を加える。

B9.1.4 定期的な検査

規則 B 編 9.1.4(1)にいう「効力試験（海上試運転）」とは、次の(1)から(13)に掲げる項目について計測を行い、適当であることを確認する海上試運転をいう。ただし、本会が適当と認める場合、計測項目はこの限りではない。なお、入渠前に上記の各項目が事前に計測され、機関長及び船舶所有者又は船長による署名、押印の上、提出された場合、当該データが適当であることが確認できれば、上記の試験に代えて係留運転として差し支えない。

- (1) 負荷(%)
- (2) 回転速度
- (3) 出力
- (4) 燃料油ポンプラック
- (5) シリンダ内最大圧力（最大値及び平均値）
- (6) 排気温度（最大値及び平均値）
- (7) 冷却水圧力（最大値及び平均値）
- (8) 冷却水温度（最大値及び平均値）
- (9) 潤滑油圧力（最大値及び平均値）
- (10) 潤滑油温度（最大値及び平均値）
- (11) 可変ピッチプロペラ翼角
- (12) 室温
- (13) 使用運転時間

附 則（改正その2）

1. この達は、2017年6月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。

B2 登録検査

B2.3 海上試運転及び復原性試験

B2.3.1 を次のように改める。

B2.3.1 海上試運転

(-1.から-11.は省略)

-12. 規則 B 編 2.3.1-1.(12)に規定する「電圧総合波形ひずみ率計算書の確認」は、該当する母線の電圧総合波形ひずみ率を測定し、電圧総合波形ひずみ率計算書に記載された許容値を超えていないことを確認する。

~~-13.~~ 規則 B 編 2.3.1-1.(12)の「その他本会が必要と認める試験」とは、次の(1)から(7)に示す試験及び検査をいう。

((1)から(7)は省略)

~~-14.~~ 規則 B 編 2.3.1-2.(1)の適用上、等喫水の状態で舵全体を没水させることができない場合には、静止状態において舵全体が没水する喫水として差し支えない。ただし、許容可能なトリム状態とすること。

~~-15.~~ 規則 B 編 2.3.1-2.(3)の適用上、次の(1)又は(2)による。ただし、次の(1)又は(2)に代えて、数値流体力学 (CFD) 又は実験的検討 (いずれも、設計者又は製造者が実施し、本会の確認を受けるものとする。) により満載状態かつ所定の速力において舵にかかるモーメント (トルク) を推定することとして差し支えない。

((1)及び(2)は省略)

附 則 (改正その3)

1. この達は、2017年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われ、かつ、施行日以降に高調波フィルタが新たに搭載されない船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文 (正)

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更があつては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があつた場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考:

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。

B3 年次検査

B3.2 船体、艙装、消火設備及び備品の年次検査

B3.2.3 を次のように改める。

B3.2.3 効力試験

~~1.~~ 規則 B 編表 B3.3 第 1 項及び第 2 項にいう射水試験は、附属書 B2.1.5-1.「水密区画の試験方法」1.4.4-3.に示す射水試験をいう。

~~2.~~ 規則 B 編表 B3.3 第 3 項にいう装置は、規則 R 編 5.2.2, 8.3.1-3.及び 9.5.2-3.の各種装置をいう。

~~3.~~ 規則 B 編表 B3.3 第 4, 5 及び 6 項にいう各種装置の検査の詳細については、B2.1.4-3.(3)の関連規定を参照すること。

~~4.~~ 規則 B 編表 B3.3 第 8 項の「復原性資料を補うものとして備えられた復原性計算機」とは、復原性計算機又は復原性計算用ソフトウェアがインストールされたコンピュータであって、船橋、荷役制御室等で使用されるものをいう。

~~5.~~ 規則 B 編表 B3.3 第 8 項にいう計算機能の確認については、検査員立会いの下、次の(1)から(4)の手順に従って計算を実施し、正常に機能することを確認すること。ただし、検査に先立ち実施した(1)から(3)又は(1)及び(4)の計算結果が船上に保管されており、正常に機能することが確認できる場合については、当該計算結果を確認することとして差し支えない。

- (1) 取扱説明書に記載されている精度確認時に使用した積付状態の少なくとも 1 つの状態において復原性計算を実施し、取扱説明書に記載されている精度確認時の計算結果と比較を行うこと。
- (2) 前(1)の積付状態から、喫水又は排水量が少なくとも 10%変化するように、いくつかの入力データを変更して計算を実施し、計算結果が適切に変化することを確認すること。
- (3) 前(2)の状態から、入力データを前(1)の状態に戻して計算を実施し、計算結果の比較を行うこと。
- (4) 前(2)及び(3)に替えて、取扱説明書に記載されている精度確認時に使用した積付状態のうち更に 1 つ以上の状態を選定し、復原性計算を実施し、取扱説明書に記載されている精度確認時の計算結果と相違無いことを確認することとして差し支えない。この場合の復原性計算は、全ての載荷重量に関するデータを入力して当該積付状態を再現すること。

~~6.~~ 規則 B 編表 B3.3 第 9 項にいう水位検知警報装置(規則 D 編 13.8.5, 規則 D 編 13.8.6, 並びに B1.1.3-9.(5)参照)の検査は、次の船舶に設置される装置に適用する。

- (1) 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の貨物船であって、乾舷甲板より下方に単一の貨物倉を有するもの及び乾舷甲板より下方に複数の貨物倉を有するが、1 以上の隔壁により乾舷甲板まで水密に区画されていないもののうち、次のもの
 - (a) 1998 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあったものについては、乾舷用長さ (L_f) が 100m 未満のもの

- (b) 1998年7月1日以降に建造開始段階にあったものについては、乾舷用長さ (L_f) が 80m 未満のもの
- (2) 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶で、次のもの
 - (a) 2006年7月1日前に建造開始段階にあった規則 B 編 1.3.1(13)に定義するばら積貨物船
 - (b) 2006年7月1日以降に建造開始段階にあった規則 C 編 31A.1.2-1.(1)に定義するばら積貨物船

~~67.~~ 規則 B 編表 B3.3 第 10 項にいう排水設備 (規則 D 編 13.5.10 参照) の検査は、次の船舶に設置される装置に適用する。

- (1) 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶で、次のもの
 - (a) 2006年7月1日前に建造開始段階にあった規則 B 編 1.3.1(13)に定義するばら積貨物船
 - (b) 2006年7月1日以降に建造開始段階にあった規則 C 編 31A.1.2-1.(1)に定義するばら積貨物船

B4 中間検査

B4.2 船体、艙装、消火設備及び備品の中間検査

B4.2.3 を次のように改める。

B4.2.3 効力試験

-1. 規則 B 編表 B4.1 第 2 項及び第 14 項にいう射水試験は、附属書 B2.1.5-1.「水密区画の試験方法」1.4.4-3.に示す射水試験をいう。

-2. 規則 B 編表 B4.1 第 4 項から第 11 項にいう各種装置の検査の詳細については、**B2.1.4-3.(3)**の関連規定を参照すること。

B5 定期検査

B5.2 船体、艙装、消火設備及び備品の定期検査

B5.2.3 を次のように改める。

B5.2.3 効力試験

-1. 復原性資料を補うものとして備えられた復原性計算機の計算機能の確認については、検査員立会いの下、次の(1)から(3)の手順に従って計算を実施し、正常に機能することを確認すること。

- (1) 取扱説明書に記載されている精度確認時に使用したすべての積付状態において復原性計算を実施し、取扱説明書に記載されている精度確認時の計算結果と比較を行うこと。
- (2) 前(1)の積付状態から、喫水又は排水量が少なくとも 10% 変化するように、いくつかの入力データを変更して計算を実施し、計算結果が適切に変化することを確認すること。
- (3) 前(2)の状態から、入力データを前(1)の状態に戻して計算を実施し、計算結果の比較を行うこと。

~~-2.~~ 規則 B 編 5.2.3-2.(2)及び(5)にいう射水試験は、附属書 B2.1.5-1.「水密区画の試験方法」1.4.4-3.に示す射水試験をいう。

~~-23.~~ 規則 B 編 5.2.3-2.(3)及び(5)の作動試験は、当該管装置の使用圧力を負荷した状態で行う。

~~-24.~~ 規則 B 編 5.2.3-2.(10)の効力試験は、以下によること。

- (1) 船側はしご、ギャングウェイ及びウインチは、規定の荷重を負荷して効力試験を行うこと。
- (2) 試験に用いる荷重は次のとおりとする。
 - (a) 設計荷重
 - (b) 最大作動荷重（ただし、設計荷重よりも小さい場合）
 - (c) 設計荷重及び最大作動荷重が不明な場合、船主又はオペレータが指定する荷重
- (3) 試験は、使用条件の範囲で船側はしご及びギャングウェイに最大曲げモーメントが発生するような傾斜の状態で、船側はしご及びギャングウェイの長手方向にわたって可能な限り均一に荷重を負荷して実施すること。
- (4) 永久変形又は損傷が生じることなく試験を完了した場合、試験に用いた荷重を、検査要領 C23.9.1-2.(6)に規定するプレートに最大作動荷重として表示すること。

B6 船底検査

B6.1 船底検査

B6.1.1 を次のように改める。

B6.1.1 上架した検査

-1. 規則 B 編表 B6.1 の検査項目 2 にいう圧力試験は、附属書 B2.1.5-1.「水密区画の試験方法」表 1 第 13 項に示す試験をいう。

~~-2.~~ 規則 B 編表 B6.1 の検査項目 7 にいう「平均直径」とは、リンクでの一断面における最小直径（その径が最も衰耗している方向に計測した直径をいう）とその最小直径に対して直角方向の直径を平均したものをいう。

附 則（改正その 4）

1. この達は、2017 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 前 2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この達による規定を施行日前に申込みのあった検査に適用することができる。

B3 年次検査

B3.3 機関の年次検査

B3.3.1 現状検査

-3.として次の1項を加える。

-3. 規則 B 編 3.3.1-1.にいう現状検査に関し、高調波フィルタを備える配電系統（ポンプモータ等、単一の機器のみに使用されるものを除く。）をもつ船舶にあっては、現状良好であることを確認するとともに次の(1)又は(2)の確認を行う。

- (1) 次の(a)又は(b)の配電系統に備えられる高調波フィルタにあっては、規則 H 編 2.12.4-1.に規定する電圧総合波形ひずみ率の記録を確認する。
 - (a) 2017年7月1日以降に建造契約が行われる船舶の配電系統
 - (b) 2017年7月1日前に建造契約が行われる船舶の配電系統であって、2017年7月1日以降、新たに高調波フィルタを搭載したもの
- (2) 前(1)(a)又は(b)のいずれにも該当しない高調波フィルタの正常な動作を確認するため、直近の航海において、プラント全体の稼動を代表する航海状態における母線の電圧総合波形ひずみ率の最大値が測定されていることを確認し、当該測定値が、電圧総合波形ひずみ率の許容値以下であることを確認する。

附 則（改正その5）

1. この達は、2017年7月1日から施行する。